



NISA(成長投資枠)の対象ファンドです。
※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は大和アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料で掲載した画像等はイメージです。

ダイワ金融新時代ファンド

追加型投信／国内／株式

※当ファンドは、特化型運用を行ないます。

目論見書のご請求・お申込みは…

設定・運用は…

岡三証券

〈販売会社〉

商号等 岡三証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指標・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 当資料で紹介した企業はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに組入れることを示唆・保証するものではありません。

ダイワ金融新時代ファンドの特色

1 わが国の株式の中から、金融ビジネスの拡大において成長が期待できる企業に投資します。

●個々の銘柄への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより投資価値が高いと判断される銘柄を選定します。

- ① 金融セクター銘柄については、主に利益の拡大や競争力の高さなどに着目します。
- ② 金融関連銘柄については、主に以下の点に着目します。
 - ・新規参入した金融ビジネスと既存事業とのシナジー効果の大きさ
 - ・金融ビジネスの変革を収益機会とする企業 など

2 金融セクター銘柄を中心に、成長性、バリュエーション、銘柄分散等を考慮しポートフォリオを構築します。

■一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

- ・マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物取引等を利用することができます。
- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

- ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

〈分配方針〉

※毎年5月16日および11月16日（休業日の場合、翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます）等とします。

※原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

注目が高まる、金融関連株式



日本では長期にわたり続いたデフレが終息の兆しを見せ、経済成長を伴うインフレへの転換が進んでいます。これを受け、日本銀行^{*1}は金融緩和政策からの脱却を決めました。

東京証券取引所^{*2}は日本株の割安な状態を是正する動きを強めています。
世界の投資家から日本株の再評価機運が高まるなか、特に金融関連セクターに注目が集まっています。

(*1以下、日銀 *2以下、東証)

本資料におけるポイント

Point 1

日銀の金融政策転換

金融政策に転換が見られるなか、金融関連セクター株式の上昇が期待されます。

Point 2

「PBR1倍割れ」銘柄に 是正の動き

割安感が際立つ金融関連セクターには、東証によるPBR水準是正の恩恵が期待されます。

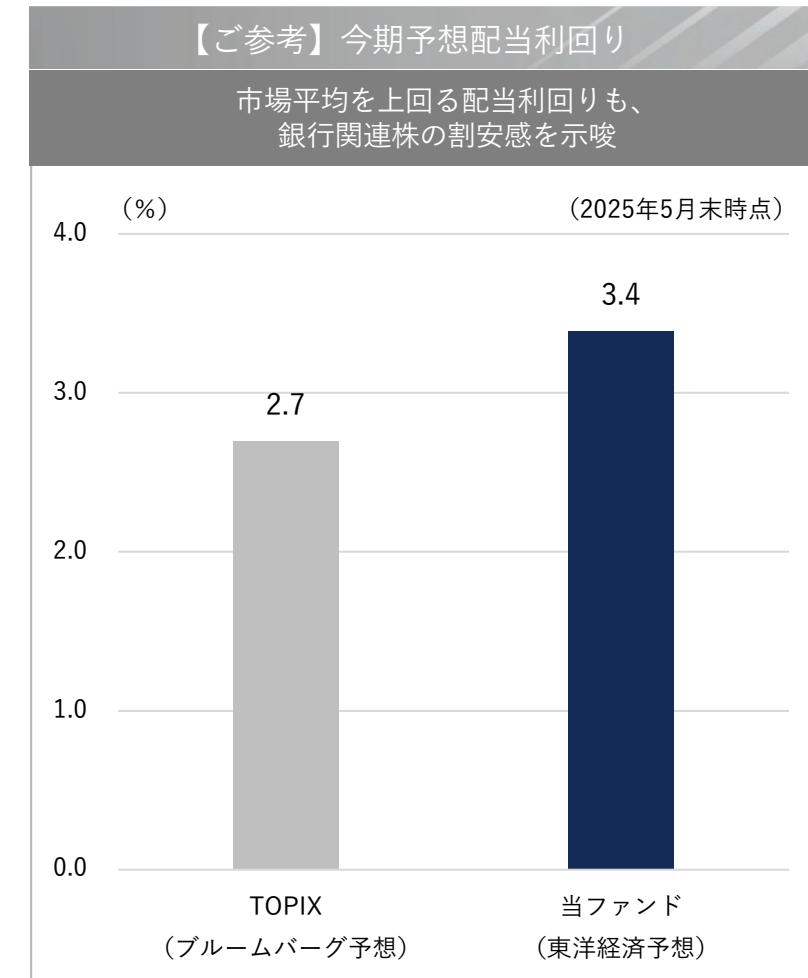
Point 3

海外投資家による 日本株の再評価

海外投資家の日本株再評価の機運は強く、特に金融関連セクター株式の上昇余地は高いと考えられます。

日銀の金融政策転換

- 金融政策転換による金融機関の収益環境改善期待から、銀行株はマイナス金利政策導入前の水準を突破し上昇を続けています。
- 一方、長期にわたり下落傾向にあった株価は未だ低位にとどまっており、高い配当利回りの面からも再評価の機運がさらに高まる可能性があります。



(出所) ブルームバーグ、東洋経済

【ご参考】「金利上昇が金融関連セクターに与える好影響」

✓ 金利上昇による「利ざや」の拡大

銀行
の場合

調達金利（預本金利など）と貸出金利の差である「利ざや」は銀行の収益源の1つです。企業などへの貸出金利は、国債市場の金利を参考に決まる一方、調達金利は、国債市場よりも低い政策金利に連動するため、大きく変動しません。そのため金利上昇により貸出金利と調達金利の差が開くと利ざやは拡大する傾向があります。

$$\text{利ざや} = \text{貸出金利} - \text{調達金利}$$

金利上昇局面では利ざやは拡大しやすい

✓ 金利上昇による「保険商品の運用利率」の改善

保険
の場合

保険商品の販売は、固定金利で顧客からお金を借りるのと同じイメージとなります。契約は基本的に20年から30年の長期となり、その間毎月決まった額のお金を受け取り、満期になるまで運用することができます。したがって、金利上昇による運用利率の改善は保険会社にとって収入拡大の機会になると考えられます。

全国銀行（日本）の総資金利ざや*の推移

(2003年度～2024年度（中間期）（日本10年物国債利回りは2004年3月末～2025年5月末）)

(%) (%)

2.3

日本10年物国債利回り（右軸） 総資金利ざや（左軸）

1.8

1.3

0.8

0.3

-0.2

全国銀行の利ざやは
2019年を底に改善傾向



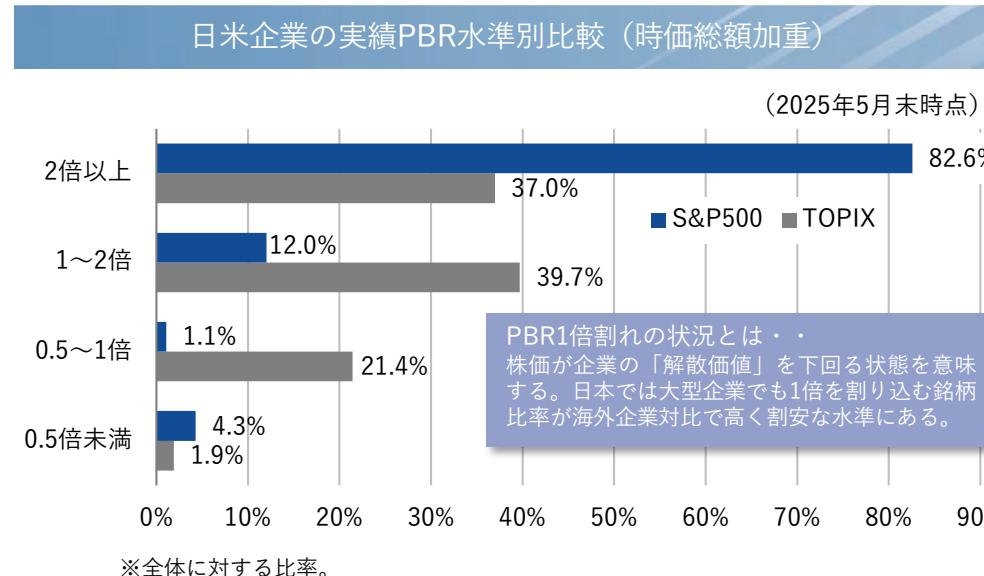
* 預金と貸出の金利差だけでなく市場からの資金調達費用や債券運用益、人件費なども勘案した銀行業務全体の利ざやのこと。

(出所) 各種報道、ブルームバーグ、一般社団法人 全国銀行協会

※表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

「PBR1倍割れ」銘柄に是正の動き

- 2023年、東証はグローバル対比で圧倒的にPBRの低さが目立つ国内企業に対し、明確な改善策の開示を要請しました。
- 東証による過去に例のない強い要請を受け、「PBR1倍割れ」企業を中心に経営効率の改善や株主還元増強への機運の高まりがみられます。



「PBR1倍割れ」企業への改善要請のポイント（東証、2023年3月）

対象企業を明確にした直接的な改善要請	強いメッセージ性
約3,300社に資本コストや株価を意識した経営を要請、改善策などを促す	約1,800社*あるPBR1倍割れ企業に収益性や成長性に課題ありと示唆
改善策の開示は年1回以上を求め、一過性の対策は期待しない	

要請対象：東証プライム・スタンダード市場の約3,300社

*東証による改善要請時点。※東証開示の内容の一部を大和アセットにて抜粋。

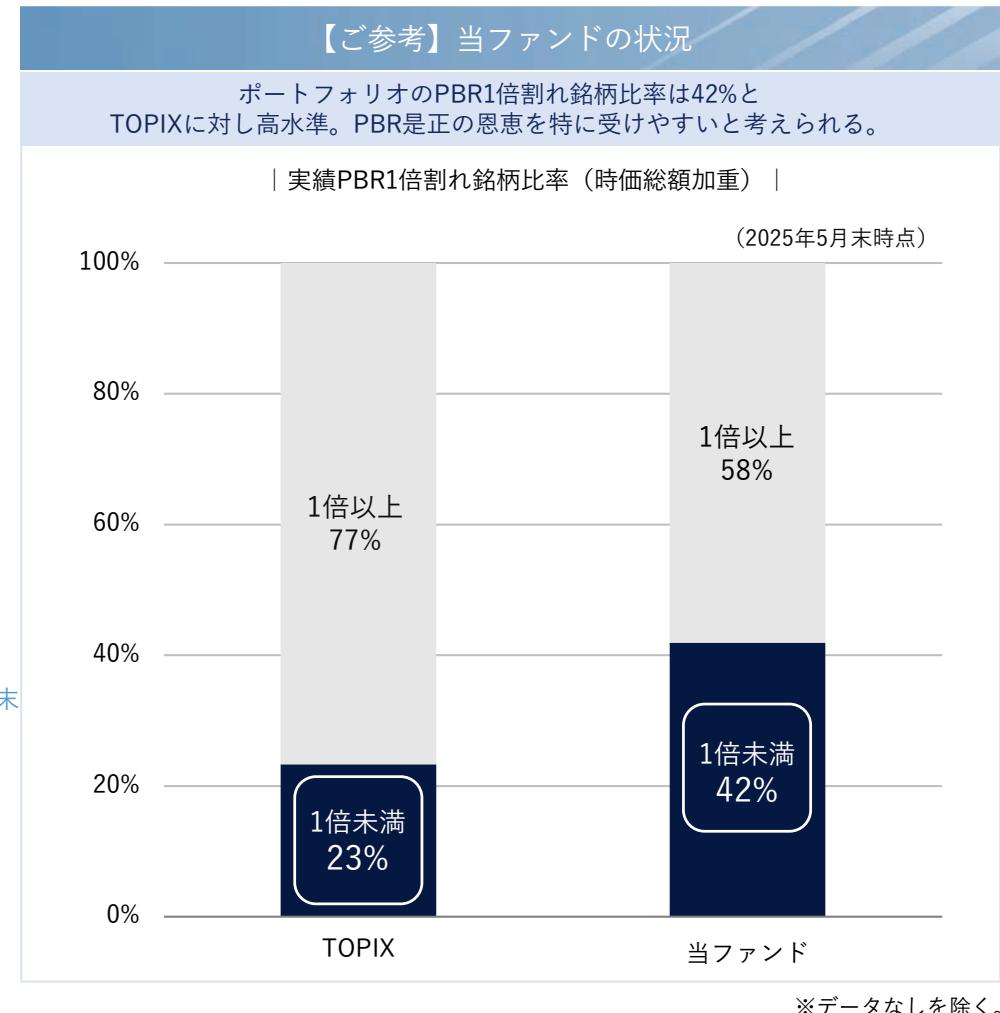
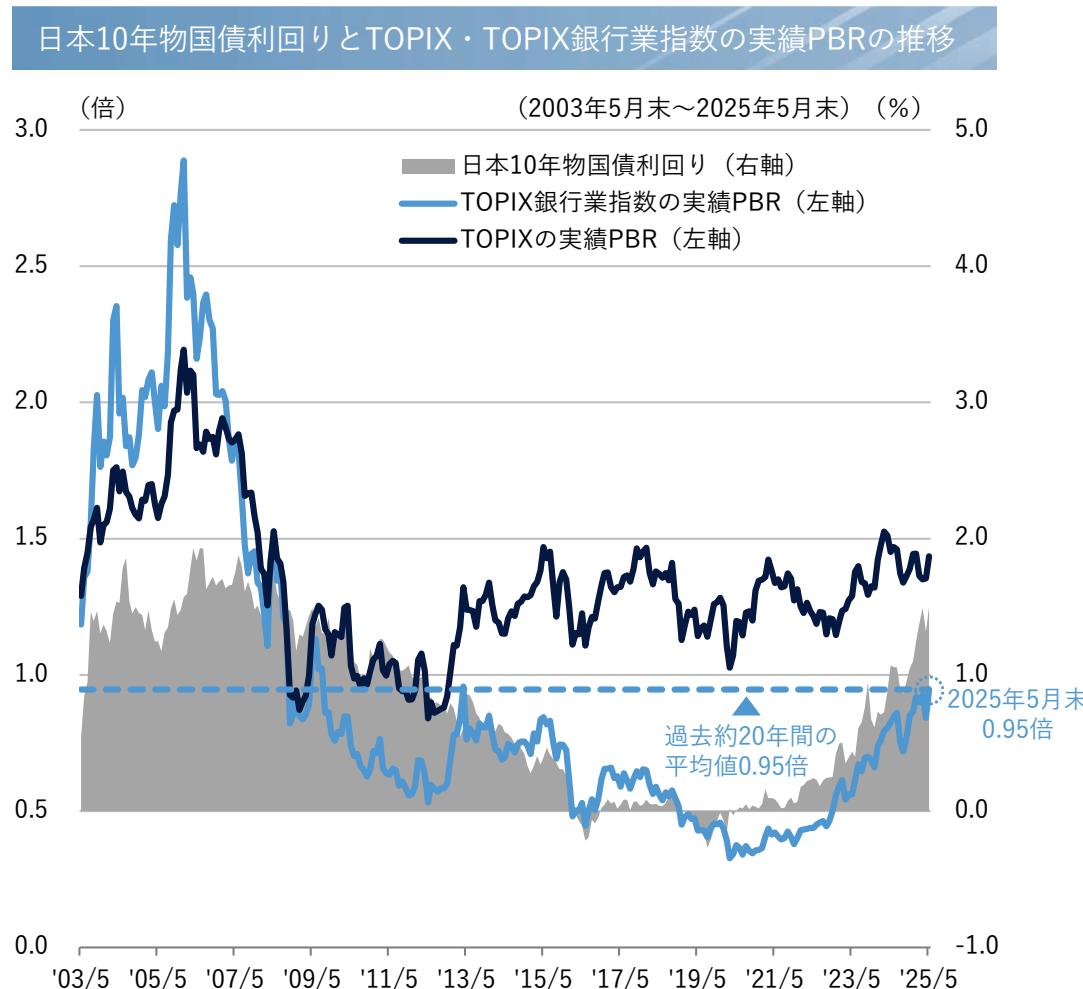
※集計対象は全上場銘柄の普通株です。

※合併・統合などに伴う自社株の取得は除いています。

※2025年4月時点の大和証券の予想を使用しています。（出所）ブルームバーグ、大和証券、各種報道

「PBR1倍割れ」銘柄に是正の動き

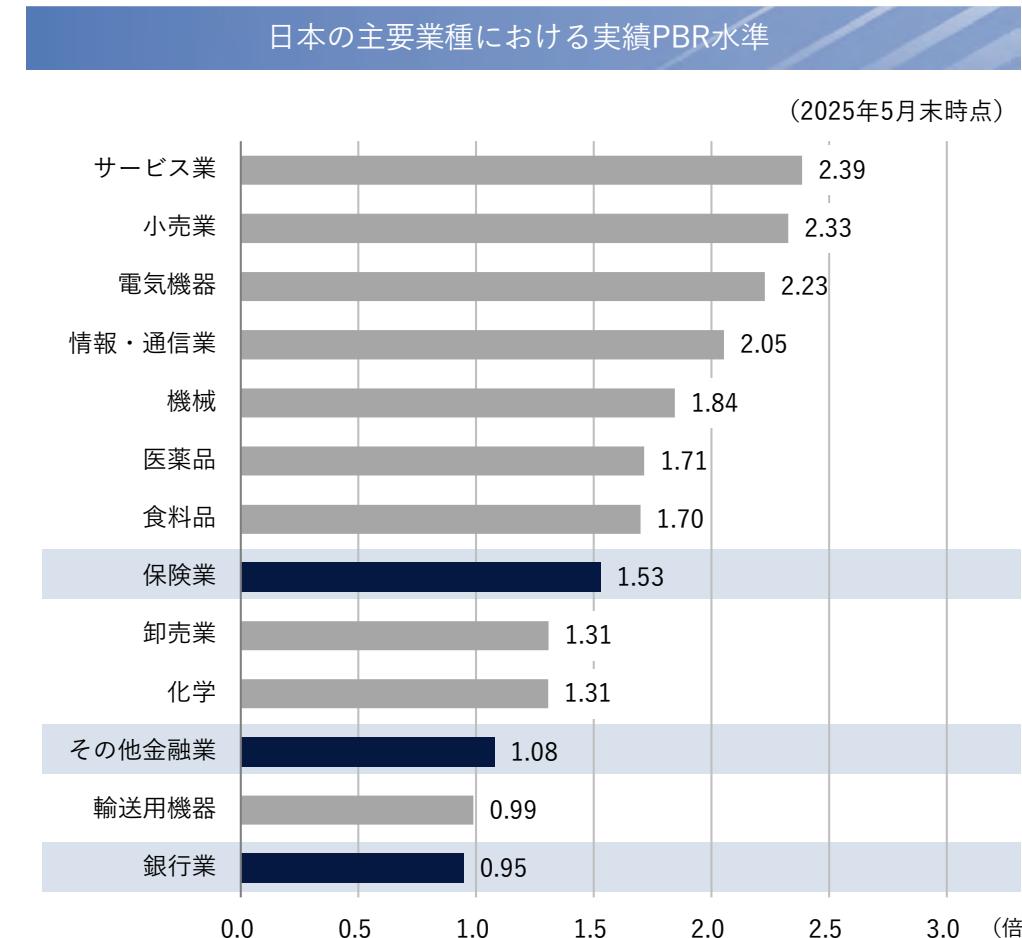
- 銀行業のPBRは過去20年間の平均値とほぼ同じ水準に戻りつつありますが、TOPIXと比較しても依然として割安な状態が続いています。
- 金融関連セクターを中心に構成される当ファンドのポートフォリオは、PBR1倍割れの銘柄比率が市場対比で特に大きくなっています。



(出所) 各種報道、ブルームバーグ

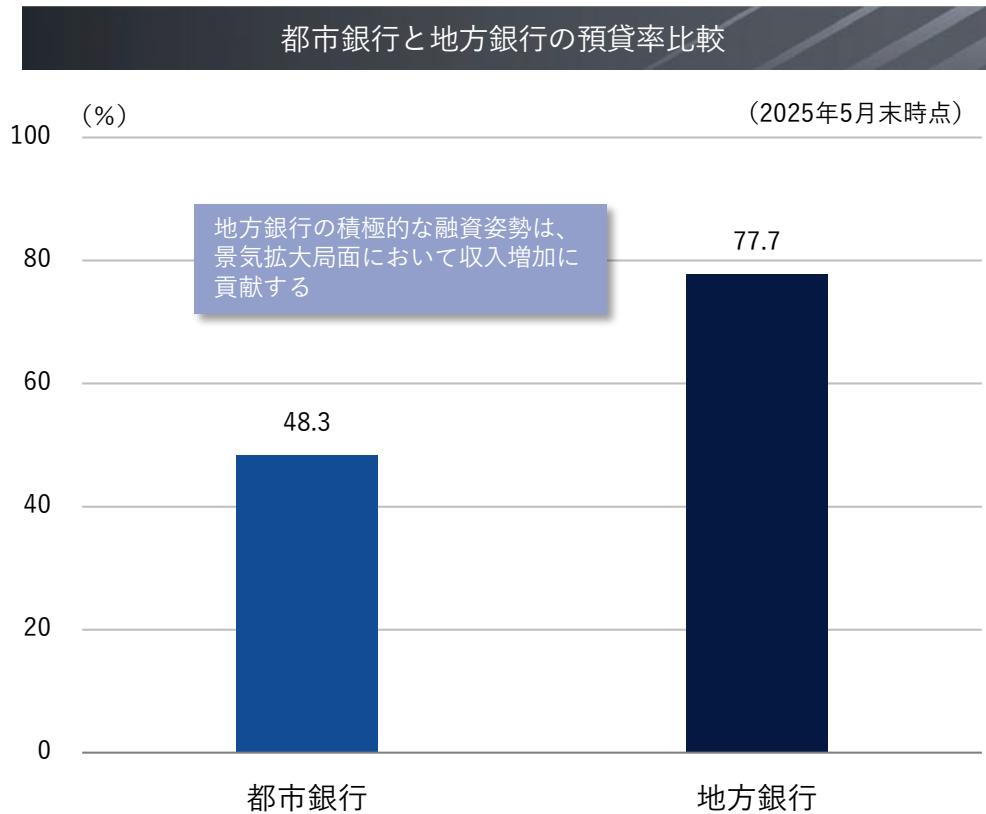
海外投資家による日本株の再評価

- 日本株は約30年ぶりの高値水準で推移しています。日銀の政策転換や東証の市場改革における、海外からの評価の高まりが示されており、特に金融関連セクターの上昇が際立っています。
- 国内業種の中でも特にPBRが低水準な日本の金融関連セクターは、引き続き期待される日本株再評価の恩恵を受けやすいと考えられます。

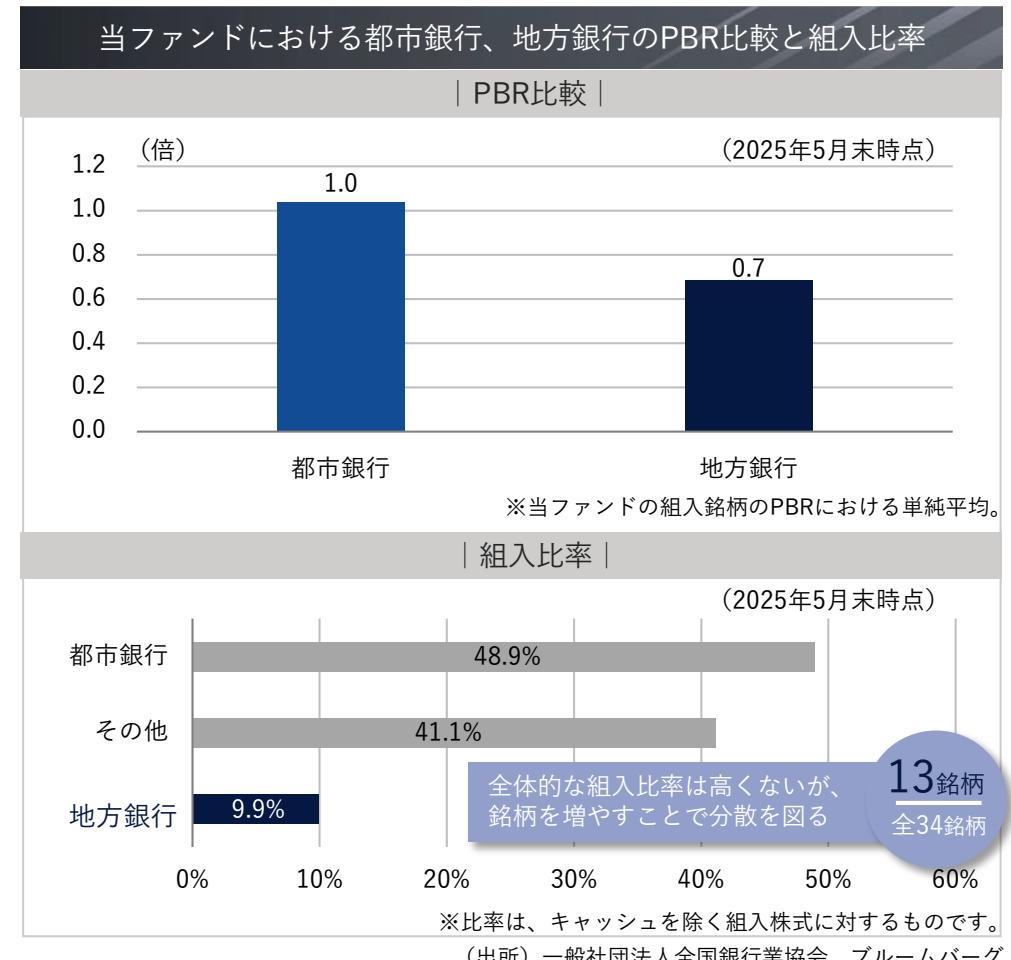


ご参考 地方銀行の魅力

- 地方銀行は、地域に密着したサービスを展開し地域経済の発展に大きな影響力を持っています。また、都市銀行に比べると預貸率*が高く、融資姿勢が積極的であり、景気拡大局面においては融資による利息収入が大きいというメリットが考えられます。 * 預金のうち貸出金に回った比率。
- PBRの低さが顕著な銀行業ですが、地方銀行は都市銀行対比でさらに低い傾向があり、低PBR改善の取り組みによる今後の変化が注目されます。
- ポートフォリオとして銀行株を考える際は、業務体系の異なる都市銀行と地方銀行をバランスよく保有することが重要だと考えられます。



※都市銀行：みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行。
地方銀行：地方銀行61行と第二地方銀行協会加盟の地方銀行36行。

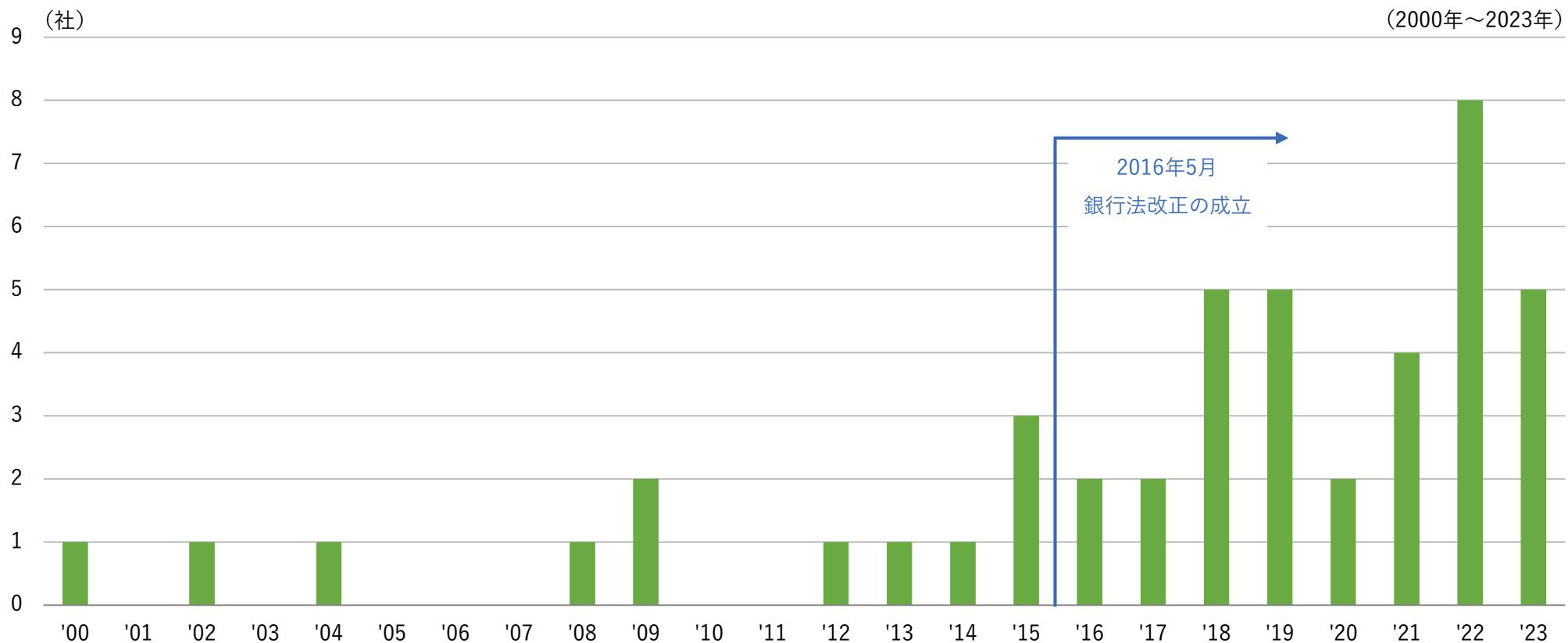


ご参考 地方銀行におけるDX*を通じた収益拡大に向けた動き

* デジタルトランスフォーメーション。

- 2016年の銀行法改正^{*1}など、昨今の銀行業界では政府による規制緩和が進められており、銀行はより広範な業務を行なえることとなりました。特に、地方銀行では取引先のDX支援等を目的としたコンサルティング会社やシステム会社等、子会社や関連会社の設立が増えています。
- 中小企業をメイン顧客層とする地方銀行では、このような政府主導のDXの進展がさらなる収益拡大に貢献することが期待されています。

地方銀行によるDX支援関連子会社等^{*2}の設立社数の推移



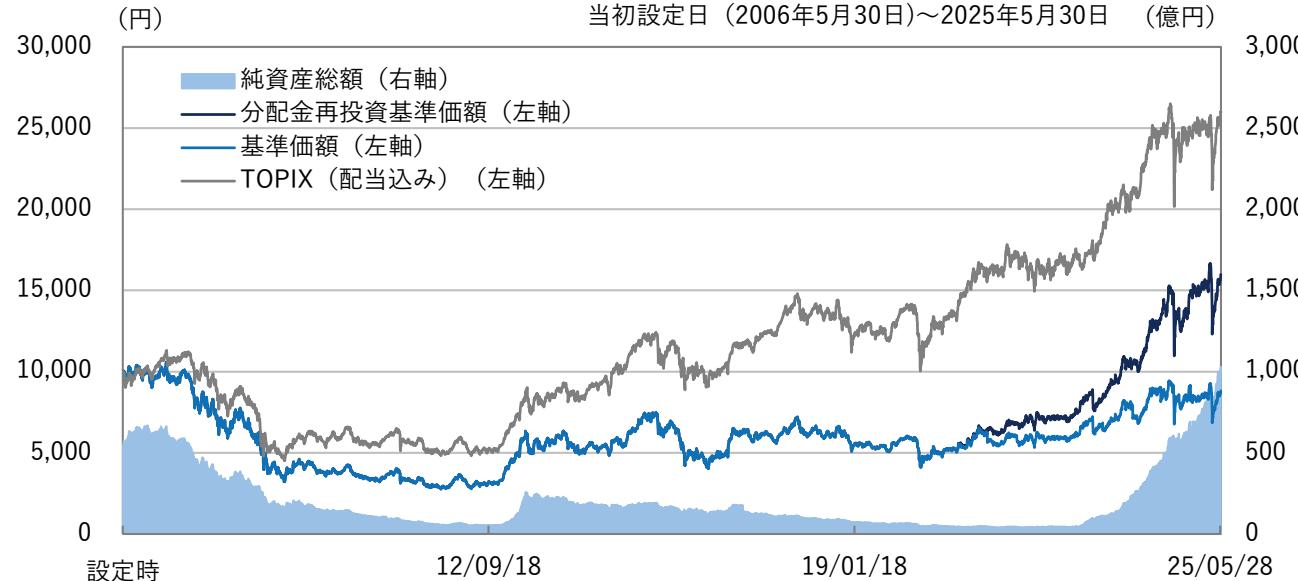
*¹ 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」2016年5月25日に成立、同年6月3日に公布、2017年4月1日に施行。

*² システム、クラウドファンディング、フィンテック、コンサルティング、デジタルバンク。

(出所) 大和総研「急増する地銀子会社の現在地」(2023年6月21日)のデータを元に大和アセット作成。

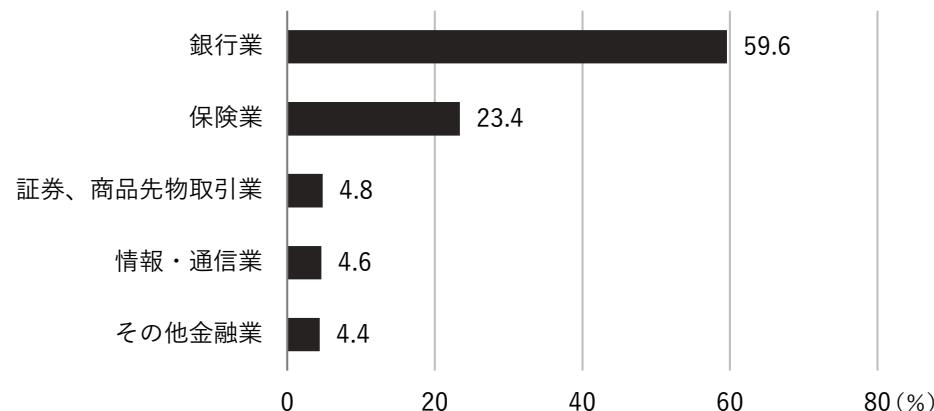
当ファンドの運用状況

基準価額・純資産・分配の推移



〈株式 業種別構成〉(東証33業種名)

※比率は、純資産総額に対するものです。



〈組入上位10銘柄〉組入銘柄数: 34銘柄

銘柄名	東証33業種名	比率
三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	22.3%
三井住友フィナンシャルG	銀行業	13.1%
東京海上H D	保険業	10.0%
みずほフィナンシャルG	銀行業	9.1%
M S & A D	保険業	4.4%
SOMPOホールディングス	保険業	3.7%
第一生命HLDGS	保険業	3.6%
りそなホールディングス	銀行業	2.9%
三井住友トラストグループ	銀行業	2.6%
野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2.6%

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（「ファンドの費用」をご覧ください）。※TOPIX（東証株価指数、配当込み）は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考指標として掲載しています。※グラフ上のTOPIX（配当込み）は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。※上記は過去の実績を示したものであり将来の成果を示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの費用

※消費税率10%の場合

※くわしくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お客さまが直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 <上限> 3.3% （税抜 3.0% ）	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.672% （税抜 1.52% ）	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
その他の費用・ 手数料	「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

※くわしくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入・換金価額	申込受付日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	2006年5月30日から2050年5月16日まで
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月16日および11月16日（休業日の場合、翌営業日）
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 くわしくは、販売会社にお問合せください。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

委託会社

大和アセットマネジメント株式会社

受託会社

三井住友信託銀行株式会社

メモ

